

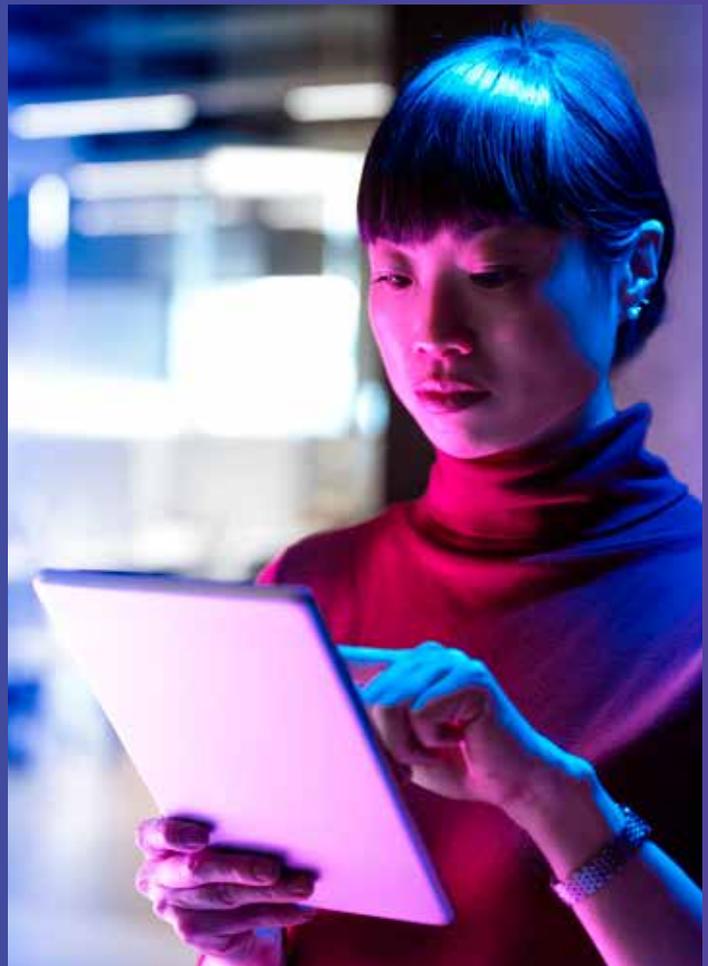


KPMG Newsletter

KPMG Insight

会計・開示／税務 Digest

会計・開示情報 (2024. 8 - 9)



Vol. **69**

November 2024

会計・開示情報 (2024.8-9)

有限責任 あずさ監査法人

会計・開示ダイジェストは、日本基準及びIFRS®会計基準等の会計及び開示の主な動向についての概要を記載したものです。

会計・開示ダイジェスト
最新号はこちらからご覧
いただけます。



<https://kpmg.com/jp/ja/home/insights/2021/01/accounting-digest.html>

2024年8月号

企業会計基準委員会 (ASBJ)、 日本公認会計士協会 (JICPA) 及びサステナビリティ基準委員会 (SSBJ)

今月、特にお知らせする事項はありません。

東京証券取引所

今月、特にお知らせする事項はありません。

金融庁

【改正】

①

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等に対するパブリックコメントの結果等について

金融庁は2024年8月22日、「『財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）』等に対するパブリックコメントの結果等について」を公表しました。本改正は、実務対応報告第46号「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」の公表を受け、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等及び「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について（財務諸表等規則ガイドライン）等に対して所要の改正を行うものです。

本改正に係る内閣府令等の公布日及び施行日は2024年8月22日です。

あずさ監査法人解説資料：

ポイント解説速報（2024年8月26日）

法務省

今月、特にお知らせする事項はありません。

国際会計基準審議会 (IASB)、 IFRS解釈指針委員会 (委員会) 及 び国際サステナビリティ基準審議 会 (ISSB)

今月、特にお知らせする事項はありません。

欧州委員会 (EC)

【FAQの公表】

1 「CSRDに関するFAQ (Draft Commission Notice)」

2024年8月7日、欧州委員会は「CSRDに関するFAQ (Draft Commission Notice)」を公表しました。本FAQは、EUにおける「企業サステナビリティ報告指令 (CSRD)」に関して寄せられた質問に対して欧州委員会が解釈を示した文書です。CSRDの適用対象企業、サステナビリティ報告及び同報告に対する保証業務等のテーマに関連する90個の質問と回答が記載されています。

KPMG関連資料：
CSRD—Your questions answered?

米国財務会計基準審議会 (FASB)

今月、特にお知らせする事項はありません。

2024年9月号

企業会計基準委員会（ASBJ）、 日本公認会計士協会（JICPA） 及びサステナビリティ基準委員会 （SSBJ）

【最終基準】

1 企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」等の公表

ASBJは2024年9月13日、「リースに関する会計基準」等を公表しました。

本基準等により、借手においては、原則としてすべてのリースについて使用権資産及びリース負債を計上する使用権モデル並びに費用配分の方法としてIFRS第16号「リース」と同様の単一の会計処理モデルが導入されます。ただし、IFRS第16号のすべての定めを取り入れるのではなく、主要な定めの内容のみが取り入れられています。

貸手においては、現行基準を踏襲してリースをファイナンス・リースとオペレーティング・リースに分類し、それぞれに対応する2つの会計処理モデルが採用されています。会計処理においても、一部を除いて基本的に現行基準の定めを踏襲しています。

本基準等は2027年4月1日以後開始する年度から適用されます。早期適用も認められています。

適用初年度においては、遡及適用を原則としつつ、遡及適用による累積的影響額を適用初年度の期首の利益剰余金に加減することが認められています。また、様々な経過措置が設けられています。

あずさ監査法人解説資料：
ポイント解説速報（2024年9月25日）

【公開草案】

1 移管指針公開草案第15号（移管指針第9号の改正案）「金融商品会計に関する実務指針（案）」の公表

ASBJは2024年9月20日、組合等への出資に係る会計処理及び開示に関して、移管指針公開草案第15号「金融商品会計に関する実務指針（案）」を公表しました。

本公開草案は、以下の要件を満たす組合等への出資について当該組合等の構成資産に含まれるすべての市場価格のない株式を時価評価し、当該組合等への出資者の会計処理の基礎とすることを認める提案をしています。時価評価を行う場合、評価差額の持分相当額は純

資産の部に計上します。

- 組合等の運営者は出資された財産の運用を業としている者であること
- 組合等の決算において、組合等の構成資産である市場価格のない株式について時価をもって評価していること

上記のほか、①上記会計処理を適用するかどうかは企業の方針に基づき、各組合等への出資時に決定し、出資後の取消しはできないとすること、②上記取扱いの対象とした市場価格のない株式は時価のある有価証券の減損処理に関する定めに従った減損処理を行うことなどが提案されています。

なお、適用時期は、最終化された改正実務指針の公表から1年程度経過した日である4月1日以後開始する年度の期首からとし、早期適用を認めることが提案されています。

また、適用初年度の期首から将来に向かっての適用とし、遡及適用を求めないとする経過措置の提案が行われています。

コメントの募集期限は、2024年11月20日です。

あずさ監査法人解説資料：
ポイント解説速報（2024年10月4日）

東京証券取引所

今月、特にお知らせする事項はありません。

金融庁

【改正】

1 「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件の一部を改正する件」に対するパブリックコメントの結果等について

金融庁は2024年9月13日、「『連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件の一部を改正する件』に対するパブリックコメントの結果等について」を公表しました。本改正は、国際会計基準審議会が2024年6月30日までに公表した基準を踏まえ、最近公表された2つの国際財務報告基準（IFRS第18号及び19号）を新たに指定国際会計基準とするほか、2つの国際財務報告基準（IFRS第7号及び9号）の最近の改訂を受けて内容を更新するものです。

本改正は2024年9月13日から適用されます。

あずさ監査法人解説資料：
ポイント解説速報（2024年9月18日）

法務省

今月、特にお知らせする事項はありません。

国際会計基準審議会 (IASB)、 IFRS解釈指針委員会 (委員会) 及 び国際サステナビリティ基準審議 会 (ISSB)

【公開草案】

1 「持分法—IAS第28号 関連会社及び共同支配企業に対する投資（202X年改訂）」

IASBIは、持分法の適用に関する実務上の多様性を減少させることを目的として、IAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」の要求事項のうち、主に以下に関連する事項について限定的な明確化・変更を提案しています。

- 認識及び当初測定
- 所有持分の変動
- 純損益及びその他の包括利益の取込み
- 関連会社又は共同支配企業との取引
- 減損の兆候
- 個別財務諸表

またIASBIは、IAS第28号の理解しやすさを向上させることを目的として、要求事項をトピックごとに再編成した上で記載順序を並び替えることも併せて提案しています。

なお、本公開草案に基づく改訂の発効日は本公開草案に寄せられるコメントを踏まえて決定されます。

コメントの募集期限は、2025年1月20日です。

あずさ監査法人解説資料：
ポイント解説速報（2024年10月1日）

経済産業省 (METI)

【Information】

1 『稼ぐ力』の強化に向けたコーポレートガバナンス研究会の立ち上げ

経済産業省は2024年9月17日、「稼ぐ力」の強化に向けたコーポレートガバナンス研究会（座長：神田秀樹 東京大学名誉教授、会議は非公開）の立ち上げを公表しました。

本研究会では、これまで行ってきたコーポレートガバナンス改革を土台としながら、「稼ぐ力」の強化に結びつけるためのさらなる取組みを検討するほか、企業の持続的な成長や中長期的な企業価値の向上の観点から会社法の改正の方向性等についても検討するとしています。

その上で、本研究会は、2024年9月から月1回程度開催し、その検討結果を以下のとおり公表することを目指すとしています。

- 会社法の改正に向けた検討事項に関する報告書(2024年12月目途)
- コーポレートガバナンス改革のあり方に関する取りまとめ(2025年3月目途)

米国財務会計基準審議会 (FASB)

【公開草案 (会計基準更新書案 (ASU案))】

1 ASU案「デリバティブとヘッジ (トピック815) :ヘッジ会計の改善」

FASBは、ヘッジ会計に関する一部の規定を明確化するとともに、グローバルな参照金利指標に関する改革の取組みから生じた諸問題に対応することを意図したASU案を公表しました。本ASU案では、主にキャッシュ・フローヘッジに関連した下記の3点を含む合計5つの改訂について提案されており、ヘッジ会計を企業のリスク管理活動による経済効果とより整合させることを目指しています。

- 非金融資産の売買に係る予定取引の価格の変動要素が、売買される非金融資産に明確かつ密接に関連する場合には、価格の変動要素をヘッジ対象のリスクとして指定することを認める(現在、非金融資産の売買においてヘッジ対象として認められるのは、売買

2024年9月号

価格全体、又は契約上明記された構成部分のみである）。

- 複数の予定取引が類似のリスクにさらされている場合に、当該予定取引を集合的にヘッジ対象とすることを認める（現在、集合的なヘッジ対象は共通のリスクにさらされている複数の予定取引に限定されている）。
- キャッシュ・フローヘッジ関係の途中にヘッジ対象とするリスクを変更することを特定のヘッジ関係（参照する金利指標や金利の算定期間を契約上借手が別の指標や期間に変更することができる負債性金融商品の変動金利の受払いを対象とするヘッジ）に限定して認める。

本ASUは適用開始日に存在するヘッジ関係に対して将来に向けて適用することが提案されています。なお、本ASU案に基づく改訂の発効日は本ASU案に寄せられるコメントを踏まえて決定されます。コメントの募集期限は、2024年11月25日です。

KPMG関連資料：
Defining Issues（英語）

2 ASU案「株式報酬（トピック718）及び顧客との契約から生じる収益（トピック606）：顧客に支払われる株式に基づく対価に関する明確化」

FASBIは、企業の財・サービスを購入するインセンティブとして顧客に支払われる株式に基づく対価に関する規定を改善し実務上の多様性を軽減することを意図したASU案を公表しました。本ASU案では、主に下記の3点について提案されています。

- 株式に基づく対価の権利確定条件のうち業績条件（performance condition）の定義を改訂し、将来期間における一定量もしくは一定金額の購入が業績条件に該当することを明確化する。
- 顧客に付与された株式に基づく対価の失効に関する会計方針の選択を廃止する（企業に予想される失効を常に見積もことを要求する）。
- トピック606の変動対価に関する制限（認識した収益の重要な戻入れが発生しない可能性が高い範囲内に変動対価の見積りを限定する制限）が、トピック718に基づき測定及び分類される顧客に支払われる株式に基づく対価に対しては適用されないことを明確化する。

適用に際しては、完全遡及又は修正遡及アプローチの選択が提案されています。なお、本ASU案に基づく改訂の発効日は本ASU案に寄せられるコメントを踏まえて決定されます。コメントの募集期限は、2024年11月14日です。

KPMG関連資料：
Defining Issues（英語）

関連情報

多くの企業に影響する最新の会計・開示情報を、専門家がわかりやすく解説します。

home.kpmg/jp/act-ist

各基準についてのより詳細な情報、過去情報は、あずさ監査法人のウェブサイトをご確認ください。

日本基準

<https://kpmg.com/jp/ja/home/insights/2016/05/accounting-standards/j-gaap.html>

IFRS基準

<https://kpmg.com/jp/ja/home/insights/2016/05/accounting-standards/ifrs.html>

修正国際基準

<https://kpmg.com/jp/ja/home/insights/2016/05/accounting-standards/jmis.html>

米国基準

<https://kpmg.com/jp/ja/home/insights/2016/05/accounting-standards/us-gaap.html>

本稿に関するご質問等は、以下の担当者までお願いいたします。

有限責任 あずさ監査法人
井口 崇

✉ azsa-accounting@jp.kpmg.com

KPMG ジャパン

kpmg.com/jp

本書の全部または一部の複写・複製・転載および磁気または光記録媒体への入力等を禁じます。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供できるよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2024 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved. Printed in Japan.

© 2024 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

コピーライト©IFRS®Foundation すべての権利は保護されています。有限責任 はずき監査法人は IFRS 財団の許可を得て複製しています。複製および使用の権利は厳しく制限されています。IFRS 財団およびその出版物の使用に係る権利に関する事項は、www.ifrs.org でご確認ください。

免責事項：適用可能な法律の範囲で、国際会計基準審議会と IFRS 財団は契約、不法行為その他を問わず、この冊子ないしあらゆる翻訳物から生じる一切の責任を負いません(過失行為または不作為による不利益を含むがそれに限定されない)。これは、直接的、間接的、偶発的または重要な損失、懲罰的損害賠償、罰則または罰金を含むあらゆる性質の請求または損失に関してすべての人に適用されず、この冊子に記載されている情報はアドバイスを構成するものではなく、適切な資格のあるプロフェッショナルによるサービスに代替されるものではありません。

「IFRS®」、「IAS®」および「IASB®」は IFRS 財団の登録商標であり、有限責任 はずき監査法人はライセンスに基づき使用しています。この登録商標が使用中および(または)登録されている国の詳細については IFRS 財団にお問い合わせください。